



金 沢 市 公 報

第 2 8 5 4 号 の 2

平成28年(2016年)1月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
● 告 示		○市道の路線の変更について	(") 3
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について	(生活支援課) 1	○市道の区域の決定について	(") 5
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について	(") 1	○道路の供用の開始について	(") 6
○介護保険法の規定に基づく地域包括支援センターの所在地の変更について	(長寿福祉課) 2	● 公 告	
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について	(地域保健課) 2	○予防接種を行う医師について(2件)	(健康政策課) 8
○市道の路線の認定について	(道路管理課) 2	● 監査公表	
○市道の路線の廃止について	(") 3	○監査公表(第1号-第3号)	(監査事務局) 8
		● 公営企業告示	
		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単 料金の算定について	(経営企画課) 11
		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単料金の算定について	(") 12

告 示

●金沢市告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年1月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
り〜ど薬局	金沢市笠舞3丁目2番30号	平成27年11月1日
岡薬局	金沢市尾張町2丁目13番8号	平成27年11月1日
クスリのアオキ鞍月薬局	金沢市鞍月5丁目77番地	平成27年11月2日

●金沢市告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年1月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
岡薬局	金沢市尾張町2丁目13番8号	平成27年10月31日

●金沢市告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第11項において準用する同法第69条の14第2項の規定により地域包括支援センターの設置者から当該地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、同法第115条の46第11項において準用する同法第69条の14第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年1月12日

金沢市長 山 野 之 義

設置者の名称	地域包括支援センターの名称	地域包括支援センターの所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
医療法人社団映寿会	金沢市地域包括支援センターくらつき	金沢市鞍月東1丁目8番地2	金沢市鞍月東1丁目6番地	平成27年12月17日

●金沢市告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成28年1月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
西村眼科クリニック	金沢市高尾台3丁目12番地	平成27年12月1日

●金沢市告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年1月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

平成28年1月12日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 33号	直江土地区画整理事業地内 69街区 1番 先から	
		直江土地区画整理事業地内 71街区 7番 先まで	
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 34号	直江土地区画整理事業地内 65街区 1番 先から	
		直江土地区画整理事業地内 67街区 7番 先まで	
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 35号	直江土地区画整理事業地内 69街区 14番 先から	
		直江土地区画整理事業地内 67街区 8番 先まで	
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 36号	直江土地区画整理事業地内 91街区 9番 先から	
		直江土地区画整理事業地内 90街区 1-1番 先まで	
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 37号	直江土地区画整理事業地内 90街区 6番 先から	
		直江土地区画整理事業地内 92街区 1番 先まで	
3718	鞍 月 18号 直 江 町 線 38号	直江土地区画整理事業地内 89街区 7-1番 先から	
		直江土地区画整理事業地内 92街区 1番 先まで	
3928	額 28号 四 十 万 町 東 線 83号	四 十 万 町 ワ 35番 1先から	
		四 十 万 町 戊 5番 5先まで	
4003	三 馬 3号 米 泉 町 3 丁 目 線 11号	米 泉 町 3 丁 目 97番 1先から	
		米 泉 町 3 丁 目 97番 4先まで	
4215	富 樫 15号 窪 2 丁 目 線 18号	窪 2 丁 目 512番 3先から	
		窪 2 丁 目 505番 1先まで	

4216	富 樫 16号	窪 3 丁目	324番	先から
	窪 3 丁目 線 28号	窪 3 丁目	327番	3先まで
4216	富 樫 16号	窪 3 丁目	324番	先から
	窪 3 丁目 線 29号	窪 3 丁目	326番	1先まで
5099	森 本 99号	利 屋 町	174番	先から
	日吉ヶ丘住宅線 14号	利 屋 町	203番	先まで
5123	森 本 123号	梅 田 町	3番	先から
	梅 田 町 線 3号	梅 田 町	58番	先まで

●金沢市告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年1月12日から同月26日まで一般の縦覧に供しません。

平成28年1月12日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
2332	7 連 区 線 枝 1号	子 来 町 50番	1先から
		子 来 町 50番	1先まで
3318	川 北 18号 磯 部 町 線 13号	磯 部 町 口 21番	1先から
		磯 部 町 口 30番	1先まで

●金沢市告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年1月12日から同月26日まで一般の縦覧に供しません。

平成28年1月12日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
80	旧	1 級 幹 線 80号 窪 町 線	窪 2 丁目 78番	1先から
			窪 2 丁目 22番	18先まで
	新		窪 2 丁目 339番	2先から
			窪 1 丁目 199番	7先まで
82	旧	1 級 幹 線 82号 佐奇森・二ツ寺線	佐 奇 森 町 イ 105番	1先から
			二 ツ 寺 町 イ 114番	1先まで
	新		佐 奇 森 町 イ 105番	1先から
			二 ツ 寺 町 イ 102番	1先まで
345	旧	2 級 幹 線 345号 窪・倉ヶ岳線	窪 2 丁目 20番	先から
			倉 ヶ 嶽 ハ 76番	先まで
	新		窪 2 丁目 26番	3先から
			倉 ヶ 嶽 ハ 76番	先まで
3011	旧	二 塚 11号 佐奇森町線 4号	佐 奇 森 町 ホ 95番	1先から
			佐 奇 森 町 ホ 121番	先まで
	新		佐 奇 森 町 ホ 101番	1先から
			佐 奇 森 町 ホ 121番	先まで

3318	旧	川 北 18号	磯 部 町 ホ 18番 1 先から
	新	磯 部 町 線 2号	磯 部 町 ホ 2番 2 先まで
3318	旧	川 北 18号	磯 部 町 ホ 18番 1 先から
	新	磯 部 町 線 14号	磯 部 町 ホ 51番 先まで
3928	旧	額 28号	四 十 万 町 北ヲ 57番 先から
	新	四十万町東線 2号	四 十 万 町 北ヲ 48番 先まで
4215	旧	富 樫 15号	窪 2 丁 目 75番 先から
	新	窪 2 丁目線 4号	窪 2 丁 目 89番 先まで
4215	旧	富 樫 15号	窪 2 丁 目 75番 1 先から
	新	窪 2 丁目線 4号	窪 2 丁 目 83番 3 先まで
4215	旧	富 樫 15号	窪 2 丁 目 77番 先から
	新	窪 2 丁目線 5号	窪 2 丁 目 83番 先まで
4215	旧	富 樫 15号	窪 2 丁 目 77番 先から
	新	窪 2 丁目線 5号	窪 2 丁 目 83番 3 先まで
4215	旧	富 樫 15号	窪 2 丁 目 21番 先から
	新	窪 2 丁目線 7号	窪 2 丁 目 105番 1 先まで
4215	旧	富 樫 15号	窪 2 丁 目 21番 2 先から
	新	窪 2 丁目線 7号	窪 2 丁 目 20番 先まで
4215	旧	富 樫 15号	窪 2 丁 目 8番 先から
	新	窪 2 丁目線 8号	窪 2 丁 目 94番 先まで
4215	旧	富 樫 15号	窪 2 丁 目 27番 1 先から
	新	窪 2 丁目線 8号	窪 2 丁 目 94番 2 先まで
4215	旧	富 樫 15号	窪 2 丁 目 333番 先から
	新	窪 2 丁目線 14号	窪 2 丁 目 37番 先まで
4215	旧	富 樫 15号	窪 2 丁 目 329番 8 先から
	新	窪 2 丁目線 14号	窪 2 丁 目 34番 1 先まで
4215	旧	富 樫 15号	窪 2 丁 目 303番 先から
	新	窪 2 丁目線 16号	窪 2 丁 目 590番 1 先まで
4216	旧	富 樫 16号	窪 3 丁 目 303番 先から
	新	窪 3 丁目線 6号	窪 3 丁 目 11番 1 先まで
4216	旧	富 樫 16号	窪 3 丁 目 365番 3 先から
	新	窪 3 丁目線 6号	窪 3 丁 目 345番 先まで
4216	旧	富 樫 16号	窪 3 丁 目 353番 1 先から
	新	窪 3 丁目線 7号	窪 3 丁 目 345番 先まで
4216	旧	富 樫 16号	窪 3 丁 目 324番 先から
	新	窪 3 丁目線 7号	窪 3 丁 目 343番 先まで
4216	旧	富 樫 16号	窪 3 丁 目 332番 1 先から
	新	窪 3 丁目線 7号	窪 3 丁 目 343番 先まで

4216	旧	富 樫 16号 窪 3 丁目線 8号	窪 3 丁目	324番	先から
	新		窪 3 丁目	343番	先まで
4216	旧	富 樫 16号 窪 3 丁目線 9号	窪 3 丁目	285番	3先から
	新		窪 3 丁目	443番	先まで
4216	旧	富 樫 16号 窪 3 丁目線 16号	窪 3 丁目	282番	1先から
	新		窪 3 丁目	442番	先まで
4216	旧	富 樫 16号 窪 3 丁目線 16号	窪 3 丁目	246番	先から
	新		窪 3 丁目	235番	先まで
4216	旧	富 樫 16号 窪 3 丁目線 23号	窪 3 丁目	246番	1先から
	新		窪 3 丁目	238番	1先まで
4216	旧	富 樫 16号 窪 3 丁目線 23号	窪 3 丁目	370番	2先から
	新		窪 3 丁目	370番	3先まで
5023	旧	森 本 23号 北 森 本 町 線	北 森 本 町	ル 24番	1先から
	新		梅 田 町	ル 58番	先まで
5023	旧	森 本 86号 宮 野 西 線 2号	北 森 本 町	ル 24番	1先から
	新		梅 田 町	イ 39番	6先まで
5023	旧	森 本 86号 宮 野 西 線 2号	宮 野 町	ル 51番	先から
	新		宮 野 町	ト 83番	先まで
5023	旧	森 本 86号 宮 野 西 線 2号	宮 野 町	ル 51番	1先から
	新		宮 野 町	ル 17番	1先まで

●金沢市告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年1月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

平成28年1月12日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
1 級幹線	1 級幹線80号窪町線	3.0 ~ 16.0	262
1 級幹線	1 級幹線82号佐奇森・二ツ寺線	3.5 ~ 18.7	1,106
2 級幹線	2 級幹線345号窪・倉ヶ岳線	2.8 ~ 12.7	8,595
一般市道	二塚11号佐奇森町線 4号	1.9 ~ 6.5	236
一般市道	川北18号磯部町線 2号	16.0 ~ 31.5	288
一般市道	川北18号磯部町線14号	6.0 ~ 31.5	221
一般市道	鞍月18号直江町線33号	5.9 ~ 6.0	249
一般市道	鞍月18号直江町線34号	6.0	240
一般市道	鞍月18号直江町線35号	6.0	90
一般市道	鞍月18号直江町線36号	6.0	80
一般市道	鞍月18号直江町線37号	6.0	101
一般市道	鞍月18号直江町線38号	6.1	167
一般市道	額28号四十万町東線 2号	2.5 ~ 5.0	106
一般市道	額28号四十万町東線83号	6.0 ~ 12.5	126

一般市道	三馬3号米泉町3丁目線11号	6.0	44
一般市道	富樫15号窪2丁目線4号	4.0 ~ 4.6	60
一般市道	富樫15号窪2丁目線5号	4.0 ~ 6.0	55
一般市道	富樫15号窪2丁目線7号	1.6 ~ 10.5	100
一般市道	富樫15号窪2丁目線8号	3.2 ~ 13.0	110
一般市道	富樫15号窪2丁目線14号	4.0 ~ 16.7	312
一般市道	富樫15号窪2丁目線16号	3.2 ~ 14.9	80
一般市道	富樫15号窪2丁目線18号	4.0 ~ 15.0	105
一般市道	富樫16号窪3丁目線6号	3.9 ~ 5.0	84
一般市道	富樫16号窪3丁目線7号	4.0 ~ 5.0	94
一般市道	富樫16号窪3丁目線8号	4.1 ~ 5.0	97
一般市道	富樫16号窪3丁目線9号	4.0 ~ 5.0	122
一般市道	富樫16号窪3丁目線16号	4.0 ~ 7.8	77
一般市道	富樫16号窪3丁目線23号	4.0 ~ 10.5	76
一般市道	富樫16号窪3丁目線28号	4.0	35
一般市道	富樫16号窪3丁目線29号	4.0 ~ 5.0	24
一般市道	森本23号北森本町線	5.0 ~ 7.9	398
一般市道	森本86号宮野西線2号	2.3 ~ 7.2	246
一般市道	森本99号日吉ヶ丘住宅線14号	5.0 ~ 6.0	234
一般市道	森本123号梅田町線3号	2.5 ~ 6.0	175

●金沢市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年1月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

平成28年1月12日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 80号 窪 町 線	窪 2 丁 目 339番 2先から 窪 1 丁 目 199番 7先まで	平成28年1月12日
1 級 幹 線 82号 佐奇森・二ツ寺線	佐 奇 森 町 イ 105番 1先から 二 ツ 寺 町 イ 102番 1先まで	平成28年1月12日
2 級 幹 線 345号 窪 ・ 倉 ヶ 岳 線	窪 2 丁 目 26番 3先から 倉 ヶ 嶽 ハ 76番 先まで	平成28年1月12日
二 塚 11号 佐奇森町線 4号	佐 奇 森 町 ホ 101番 1先から 佐 奇 森 町 ホ 121番 先まで	平成28年1月12日
川 北 18号 磯部町線 2号	磯 部 町 ホ 18番 1先から 磯 部 町 チ 51番 先まで	平成28年1月12日
川 北 18号 磯部町線 14号	磯 部 町 ニ 24番 3先から 磯 部 町 ニ 2番 2先まで	平成28年1月12日
戸 板 16号 葉師堂町線 6号	戸板第二土地区画整理事業地内 4街区 1番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 5街区 1-1番 先まで	平成28年1月12日
鞍 月 5号 直江町線 33号	直 江 町 ト 23番 1先から 直 江 町 ニ 55番 4先まで	平成28年1月12日
鞍 月 17号 近岡町線 13号	近 岡 町 198番 4先から 近 岡 町 88番 2先まで	平成28年1月12日

金 沢 市 公 報

鞍 直江町線	月 18号 33号	直江土地 地区画 整理事 業地内	69街区 1番	先から	平成28年1月12日
鞍 直江町線	月 18号 34号	直江土地 地区画 整理事 業地内	71街区 7番	先まで	平成28年1月12日
鞍 直江町線	月 18号 35号	直江土地 地区画 整理事 業地内	65街区 1番	先から	平成28年1月12日
鞍 直江町線	月 18号 36号	直江土地 地区画 整理事 業地内	67街区 7番	先まで	平成28年1月12日
鞍 直江町線	月 18号 37号	直江土地 地区画 整理事 業地内	69街区 14番	先から	平成28年1月12日
鞍 直江町線	月 18号 38号	直江土地 地区画 整理事 業地内	67街区 8番	先まで	平成28年1月12日
鞍 直江町線	月 18号 37号	直江土地 地区画 整理事 業地内	91街区 9番	先から	平成28年1月12日
鞍 直江町線	月 18号 37号	直江土地 地区画 整理事 業地内	90街区 1-1番	先まで	平成28年1月12日
鞍 直江町線	月 18号 37号	直江土地 地区画 整理事 業地内	90街区 6番	先から	平成28年1月12日
鞍 直江町線	月 18号 38号	直江土地 地区画 整理事 業地内	92街区 1番	先まで	平成28年1月12日
鞍 直江町線	月 18号 38号	直江土地 地区画 整理事 業地内	89街区 7-1番	先から	平成28年1月12日
鞍 直江町線	月 18号 38号	直江土地 地区画 整理事 業地内	92街区 1番	先まで	平成28年1月12日
額 四十万町東線	28号 2号	四 十 万 町	北ヲ 57番	先から	平成28年1月12日
額 四十万町東線	28号 83号	四 十 万 町	北ヲ 45番	1先まで	平成28年1月12日
額 四十万町東線	28号 83号	四 十 万 町	ワ 35番	1先から	平成28年1月12日
額 四十万町東線	28号 83号	四 十 万 町	戊 5番	5先まで	平成28年1月12日
三 米泉町3丁目線	馬 3号 11号	米 泉 町	3 丁 目	97番	1先から
三 米泉町3丁目線	馬 3号 11号	米 泉 町	3 丁 目	97番	4先まで
富 窪2丁目線	檜 15号 4号	窪 2 丁 目	75番	1先から	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 4号	窪 2 丁 目	83番	3先まで	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 5号	窪 2 丁 目	77番	先から	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 5号	窪 2 丁 目	83番	3先まで	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 7号	窪 2 丁 目	21番	2先から	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 7号	窪 2 丁 目	20番	先まで	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 8号	窪 2 丁 目	27番	1先から	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 8号	窪 2 丁 目	94番	2先まで	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 14号	窪 2 丁 目	329番	8先から	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 14号	窪 2 丁 目	34番	1先まで	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 16号	窪 2 丁 目	303番	先から	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 16号	窪 2 丁 目	11番	1先まで	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 18号	窪 2 丁 目	512番	3先から	平成28年1月12日
富 窪2丁目線	檜 15号 18号	窪 2 丁 目	505番	1先まで	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 6号	窪 3 丁 目	353番	1先から	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 6号	窪 3 丁 目	345番	先まで	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 7号	窪 3 丁 目	332番	1先から	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 7号	窪 3 丁 目	343番	先まで	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 8号	窪 3 丁 目	332番	2先から	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 8号	窪 3 丁 目	343番	先まで	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 9号	窪 3 丁 目	282番	1先から	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 9号	窪 3 丁 目	442番	先まで	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 16号	窪 3 丁 目	246番	1先から	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 16号	窪 3 丁 目	238番	1先まで	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 23号	窪 3 丁 目	370番	2先から	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 23号	窪 3 丁 目	365番	3先まで	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 28号	窪 3 丁 目	324番	先から	平成28年1月12日
富 窪3丁目線	檜 16号 28号	窪 3 丁 目	327番	3先まで	平成28年1月12日

富 樫 16号 窪 3 丁目 線 29号	窪 3 丁目 窪 3 丁目	目 目	324番 先から 326番 1先まで	平成28年1月12日
小 坂 22号 神 谷 内 町 線	神 谷 内 町 神 谷 内 町	へ カ	116番 先から 29番 甲先まで	平成28年1月12日
森 本 23号 北 森 本 町 線	北 森 本 町 梅 田 町	ル イ	24番 1先から 39番 6先まで	平成28年1月12日
森 本 52号 月 浦 町 線 4号	月 浦 町 月 浦 町	ハ ハ	104番 先から 5番 2先まで	平成28年1月12日
森 本 86号 宮 野 西 線 2号	宮 野 町 宮 野 町	ル ル	51番 1先から 17番 1先まで	平成28年1月12日
森 本 99号 日吉ヶ丘住宅線 14号	利 屋 町 利 屋 町		174番 先から 203番 先まで	平成28年1月12日
森 本 123号 梅 田 町 線 3号	梅 田 町 梅 田 町	チ ル	3番 先から 58番 先まで	平成28年1月12日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、次のとおり公告します。

平成28年1月12日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
加藤 明子 和田 泰三 谷内 裕輔	杉浦クリニック	金沢市光が丘3丁目268番地

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、次のとおり公告します。

平成28年1月12日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
石田 良子	浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地
倉知 裕	くらし眼科医院	金沢市神宮寺1丁目12番5号
木村 康宏 島村 浩二	戸室和楽ホーム	金沢市倭町コ1番地1
金子 千束	金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地

監 査 公 表

●金沢市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果

に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成28年1月12日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間	
市 長 公 室	秘書課、広報広聴課、情報政策課、国際交流課、東京事務所	平成27年7月21日 ～ 平成27年12月25日	
都 市 政 策 局	企画調整課 交通政策部 交通政策課、歩ける環境推進課 歴史文化部 歴史都市推進室、文化政策課、文化財保護課、歴史建造物整備課		
	保 健 局		健康政策課、医療保険課 保健所 地域保健課
	出 納 機 関		会計課
選挙管理委員会			
消 防 局	消防総務課		

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、田中展郎、松井純一

3 監査の範囲

平成26年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成27年度及びその他の年度の事務を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。
また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、次のとおり改善を必要とする事項等があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 減免事務

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

金沢市立博物館等施設入場料の減免について、現状の取扱いに一部不明確なものが見受けられるので、減免要綱を見直し、明確にする必要がある。

【文化政策課】

2 財産管理に関する事務

(1) 財産管理事務

[指摘事項 (改善を必要とする事項)]

「旧田上家」について、財産取得以降、施設修繕等の必要な措置がなされないままとなっているので、管理に適正を期す必要がある。

【文化財保護課】

[改善意見 (改善が望まれる事項)]

「旧田上家」について、隣接する建物との一体的な保存整備を含め、今後の活用の在り方について検討することが望まれる。

【文化財保護課】

(2) 物品管理事務

[指摘事項 (改善を必要とする事項)]

「旧田上家」の物品について、取得手続がなされていないので、適正を期す必要がある。なお、取得する際には受入れの目的を明確にした上で、措置を講じられたい。

【文化財保護課】

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年1月12日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

1 財務事務監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年12月14日
- (2) 措置を講じた部局等 市民局市民協働推進課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年1月13日（平成27年監査公表第1号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>委託事務</p> <p>協働のまちづくりチャレンジ事業については、まず事業採択時に内容を十分精査するとともに、完了精算時まで適正な予算執行及び会計処理に注意されたい。</p>	<p>協働のまちづくりチャレンジ事業については、協働をすすめる市民会議及び外部の専門家による検証を行い、公益に資する事業であることを十分に反映させるために、審査基準の公益性の項目に比重を置くこととした。</p> <p>また、事業の中間時点で採択団体から進捗状況のヒアリングを行い、適正な予算執行及び会計処理について助言指導を行うとともに、収支精算書への領収書の添付を義務付けた。</p>

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年1月12日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年12月17日
 (2) 措置を講じた部局等 福祉局長寿福祉課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成25年4月11日(平成25年監査公表第7号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・地域包括支援センターの人員配置について 意 見 地域包括支援センターに期待される役割は、今後も増え続けることが予想されるため、市として各センターの実態把握とそれを踏まえた人員配置を検討する必要がある。</p> <p>・長寿お祝い金 意 見 長寿お祝い金については、他の類似事業との兼ね合いや事業効果等の観点から見直しが必要である。</p>	<p>地域包括支援センター運営懇談会への出席などを通じて、各センターの実態把握に努めるとともに、平成27年度から、圏域の高齢者人口8,000人超のセンターには、地域の実情に応じて必要となる職種の職員を増員できるよう、人員配置の見直しを図った。</p> <p>長寿お祝い金については、持続可能な事業とするため、平成27年度から「長寿お祝い事業」として、対象年齢を従来の88歳と99歳以上から88歳と100歳に限定し、贈呈内容の見直しも行った。</p> <p>また、当該事業の見直しに合わせ、100歳の方へ祝品を贈呈する「長寿者祝品贈呈事業」については廃止した。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年12月17日
 (2) 措置を講じた部局等 環境局環境政策課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成26年4月11日(平成26年監査公表第11号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・家庭での省エネ「見える化」推進費 意 見 省エネに対する市民の意識を高めるため、省エネナビのより有効な活用方法を検討する必要がある。</p>	<p>省エネに対する市民の意識を高めるため、広報、啓発活動をより一層推進したほか、平成26年度から環境学習に取り組む学校に省エネナビを設置するなど児童を通して家庭への普及にも努めた。その結果、借用希望者が前年度を上回った。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第1号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年1月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成27年9月1日から同年11月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 58,610円

- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 50,070円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 58,230円
- 2 原料価格変動額 31,300円
算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 58,230円(1トン当たり平均原料価格) = 31,300円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 31,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から25.67円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- 4 平成28年2月1日から同月29日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	222円8銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	220円8銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	207円58銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	205円75銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	200円75銭

●金沢市公営企業告示第2号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年1月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
 - (1) 平成27年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
1トン当たり 50,070円
 - (2) 原料価格変動額 36,200円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 50,070円(1トン当たり平均原料価格) = 36,200円(100円未満切捨て)
 - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 36,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から73.85円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
 - (4) 平成28年2月1日から同月29日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	400円26銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	391円16銭
-------------------------------	---------	---------

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成27年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
1トン当たり 50,070円
- (2) 原料価格変動額 36,200円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 50,070円(1トン当たり平均原料価格) = 36,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 36,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から73.85円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成28年2月1日から同月29日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	382円1銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	372円91銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成27年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
1トン当たり 50,070円
- (2) 原料価格変動額 36,200円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 50,070円(1トン当たり平均原料価格) = 36,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 36,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から73.85円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成28年2月1日から同月29日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	385円92銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	376円82銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成27年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
1トン当たり 50,070円
- (2) 原料価格変動額 36,200円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 50,070円(1トン当たり平均原料価格) = 36,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－36,200円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から73.85円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成28年2月1日から同月29日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	374円42銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	365円32銭

平成28年(2016年)1月12日 印刷
平成28年(2016年)1月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄